

八戸市道路占用料（令和6年4月1日～）

占用物件		単位	占用料	
法第32条 第1項第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円	
	第2種電柱		870円	
	第3種電柱		1,200円	
	第1種電話柱		510円	
	第2種電話柱		810円	
	第3種電話柱		1,100円	
	その他の柱類		51円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	
	地下に設ける電線その他の線類		3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円		
法第32条 第1項第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円	
外径が1メートル以上のもの	610円			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	
法第32条第1項第5 号に掲げる施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	Aに0.004を 乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を 乗じて得た額
		階数が3以上 のもの		Aに0.007を 乗じて得た額

占有物件		単位	占有料	
法第32条 第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	900円	
	地下に設ける通路		540円	
	その他のもの		1,000円	
法第32条 第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	18円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	180円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1月	180円
		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,800円
	標識		1本につき1年	810円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18円
		その他のもの	1本につき1月	180円
	幕 (令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	18円
		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	180円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800円
		その他のもの		900円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	180円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100円	
令第7条 第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
	階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	

占用物件		単位	占用料
令第7条第8号に掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.015を乗じて得た額</u>
	その他のもの		<u>Aに0.011を乗じて得た額</u>

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aとは、近傍類似の土地の地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により当市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。